

**(仮称)シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託
簡易公募型プロポーザル**

募 集 要 項

平成29年8月

朝霞市都市建設部みどり公園課

(仮称) シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託 簡易公募型プロポーザル募集要項

埼玉県朝霞市都市建設部道路整備課発注の「(仮称) シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託」に係るプロポーザルについては、関係法令に定めるものの他、この要項によるものとする。

1 業務件名

(仮称) シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託

2 目的

本業務は、朝霞市役所南側にある基地跡地のうちシンボルロード及び公園用地の一部を、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとして整備するため、平成29年6月に策定された「シンボルロード整備基本計画」に基づき、空間特性や立地特性を踏まえ、道路部分と公園部分が一体的な空間として整備・活用を行うため、基本設計及び実施設計を実施するものである。

より広い視野を持ち、創造性、技術力、経験等を有する設計事業者を選定するため、優れた事業者をプロポーザル方式により広く募集し、最も適した事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務内容

別添「(仮称) シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託特記仕様書」のとおり

(2) 履行期間

業務委託契約締結の日から平成30年3月下旬まで

(3) 成果品

別添「(仮称) シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託特記仕様書」のとおり

(4) 委託予定金額

委託金額上限額 2,085万円(消費税は含まない)

- ・上限額を超えた見積価格の提案は無効とし、選定の対象としない。
- ・業務見積の記載様式は特に定めない。

4 参加資格

プロポーザル方式への参加資格要件は、次の項目を全て満たしているものとする。

なお、受託事業者特定までの間に応募資格を有しなくなった場合、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 埼玉県内又は東京都内に本社、支社、営業所を有しているものであること。
- (3) 入札参加者有資格指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申し立てがなされているものでないこと。ただし、再審査したものは除く。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。ただし、再審査したものは除く。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でなく、かつ当該暴力団又は暴力団員の統制又は影響を受けていないこと。
- (7) 過去10年間に完了した、本業務の同種又は類似の業務のうち、元請けとして実績を1件以上有していること。

（同種業務）

都市公園の基本設計業務又は実施設計業務（広場整備の設計を含むものに限る。）

（類似業務）

都市公園又は植樹帯を含む広幅員歩道に類する公共空間の基本設計業務又は実施設計業務

- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 複数の事業所で構成する共同企業体（以下「JV」という。）についても参加可能とするが、その場合は各構成員が（1）から（8）までの条件をみたすものであること。
- (10) 本業務に関して、下記の条件を満たす管理技術者・照査技術者各1名を当該業務に配置できること（本プロポーザルの公告日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係にあること。また、JVとして参加する場合は、管理技術者、照査技術者はいずれかの構成員と正規雇用関係にあること。）。

管理技術者：登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、技術士（建設部門都市及び地方計画）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（造園又は都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

照査技術者：登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、技術士（建設部門都市及び地方計画）又はRCCM（造園又は都市計画及び地方計画）の資格保持者

※照査技術者は、管理技術者又は配置技術者を兼ねることができない。

5 プロポーザルのスケジュール

項目	日程
募集要項の公表・配布	平成29年8月10日～平成29年8月28日
参加申込書等の提出期限	平成29年8月28日 午後5時15分
募集要項等に関する質問書の受付期間	平成29年8月16日～平成29年8月22日
募集要項等に関する質問の回答	平成29年8月24日
参加申込書等による第一次審査 (書類審査)	平成29年8月30日
第一次審査通過者に第二次審査の告知	平成29年9月 1日発送
企画提案書等の提出期限	平成29年9月19日 午後5時15分
企画提案書等による第二次審査 (書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング)	平成29年10月上旬
審査結果の通知・公表	平成29年10月中旬
業務委託契約の締結	平成29年10月下旬

6 応募方法

(1) 募集要項

① 配布期間

平成29年8月10日(木)から平成29年8月28日(月)まで

② 配布方法

○窓口配布 朝霞市役所 本館5階 53番窓口 みどり公園課による配布
配布時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、土日及び祝日は配布を行わない。

○朝霞市ホームページからダウンロード

URL : <http://www.city.asaka.lg.jp>

(2) 参加申込書等

① 提出期限 平成29年8月28日(月) 午後5時15分まで(必着)

持参の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、土日及び祝日の受付は行わない。

② 提出場所 朝霞市役所みどり公園課

(〒351-8501 埼玉県朝霞市本町一丁目1番1号)

③ 提出方法 持参又は簡易書留等記録が残る方法で郵送すること。電子メールでの提出は認められない。

④ 留意事項 提出期限を過ぎて提出されたものは、無効とする。

(3) 企画提案書等

- ①提出期限 平成29年9月19日(火) 午後5時15分まで(必着)
持参の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、土日及び祝日の受付は行わない。
- ②提出場所 朝霞市役所みどり公園課
(〒351-8501 埼玉県朝霞市本町一丁目1番1号)
- ③提出方法 持参又は簡易書留等記録が残る方法で郵送すること。電子メールでの提出は認められない。
- ④留意事項 提出期限を過ぎて提出されたものは、無効とする。

(4) 提出書類

【参加申込書等】

提出書類及び提出部数

提出書類	様式	部数	備考
参加申込書	様式第1号	正本1部 副本6部	正本：押印提出者名有り 副本：提出者名無し
事業者の概要	様式第2号	正本1部 副本6部	
業務受託実績書	様式第3号	正本1部 副本6部	・公園の基本・実施設計等を 受託した実績を記載 ・社名を一切表示しないこと
業務の実施体制	様式第4号	正本1部 副本6部	・社外の協力体制及び専門家の との協力体制について記載 ・配置予定の技術者等を記載 ・他の建設コンサルタント等に 当該業務の一部を再委託する 場合又は学識経験者等の技術 協力を受けて業務を実施する 場合は、再委託先、その内容を 記載するものとする。ただし、 業務の主たる部分を再委託して はならない。 ・配置予定の管理技術者及び 照査技術者1名について、 保有資格を記載すること。

配置技術者調書	様式第5号	正本1部 副本6部	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者及び照査技術者各1名につき経歴・資格・表彰歴・社会活動など、類似する業務に関する代表的な業務実績を記載 配置予定技術者1名につき1枚に記載 業務実績については、最大で3件まで記載 管理技術者及び照査技術者については、参加表明者と正規雇用関係にあること。
協力事業者調書	様式第6号	正本1部 副本6部	協力事業者がある場合に提出すること。
会社組織図、会社概要の分かるパンフレット	任意	正本1部	

○参加申込書等の作成上の注意事項

- ① 参加申込書及び関連資料は、別添の様式に基づき作成すること。
- ② 用紙の大きさはA4判（縦）片面印刷とする。
- ③ 本文の文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ④ 参加申込書等は、様式第1号から第6号までを順番にまとめ、正本は、クリップ留めとし、副本は左端2箇所をホチキス留めにすること（副本6部）。
- ⑤ 参加申込書の枠内に、提出者等について記載したものを正本とし、押印したものを1部、提出者名無しのを副本として6部提出すること。

【企画提案書等】

提出書類	様式	部数	備考
企画提案書	様式第7号	正本1部 副本6部	A4判（縦） 正本：提出者名有り：1部 副本：提出者名無し：6部
業務の実施方針、工程計画、業務フロー	様式第8号		A4判（縦）
テーマに対する提案書	様式第9号		次に掲げる特定テーマに対する提案を具体的に記載

			<p>特定テーマ</p> <p>(1) シンボルロード全体の基本設計にあたり、設計の方針、配慮事項及び既存の樹木の取扱いについて</p> <p>(2) 実施設計の対象となる3つの広場（市役所前広場、北口広場、中央広場）の設計にあたり、設計の方針、特に各広場の機能及び配慮事項について</p> <p>A4判（縦） 1つのテーマに対して1ページ以内とすること。 合計2ページ</p>
参考見積書	任意様式	正本1部 副本6部	<p>A4判（縦又は横）</p> <p>内訳が分かるように詳細に記載</p> <p>正本：提出者名有り：1部 副本：提出者名無し：6部</p>

○企画提案書等の作成上の注意事項

- ① 企画提案書及び関連資料は、別添の様式に基づき作成すること。
- ② 用紙は片面印刷とする。
- ③ 印刷はカラーを可とする。
- ④ 企画提案書等は、様式第7号から様式第9号及び参考見積書の順番にまとめ、左上1箇所をホチキス留めすること。
- ⑤ 企画提案書の枠内に、提出者等について記載したものを正本とし、押印したものを1部、提出者名無しのを副本として6部提出すること。

7 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式に関する質問については、次のとおり取り扱う。

ただし、回答することにより、本選定の公平な執行を妨げると判断される質問等には、回答しないことがある。

- (1) 提出期限 平成29年8月22日（火）午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（様式第10号）を作成し、記載のメールアドレスに電子メールにて行うこと。

※電話又はFAXによる質問は不可とし、電子メール以外の方法による質問については、受付しないものとする。

- (3) 回 答 日 平成29年8月24日(木)
- (4) 回答方法 提出期限までに電子メールにて受付した質問は、朝霞市ホームページ(URL：<http://www.city.asaka.lg.jp>)で回答を行う。
- (5) 提 出 先 朝霞市みどり公園課みどり公園係
E-MAIL：midori_koen@city.asaka.lg.jp

8 選定方法及び結果通知

(1) 選定方法

提出された参加申込書等、企画提案書等及び参考見積書を(仮称)シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託簡易公募型プロポーザル選定委員会において内容を客観的かつ総合的に評価を行い、評価点が最も高い参加者を本業務の委託候補者として決定する。

具体的には、参加申込書等による第一次審査(書類審査)、企画提案書等による第二次審査(書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング)を行う。

(2) 第一次審査(書類審査)

第一次審査は、事業者から提出された参加申込書等の書類審査により、委託候補者を3～5事業者程度を選定する。

※参加資格に満たしていない場合は、審査対象から除外するものとする。

結果は、応募事業者全員に文書により通知を行う。

(3) 第二次審査(書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング)

第一次審査において通過した事業者は、企画提案書等に基づき1事業者当たり20分以内のプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から10分程度の質疑応答を行う。

・日 程 平成29年10月上旬

・会 場 未定

※具体的な日程、会場については、第一次審査の結果通知と併せて通知を行う。

・時 間 事業者について個別に連絡

・開催方法 1事業者につきプレゼンテーション(20分以内)ヒアリング(10分以内)

・参加人数 本業務に直接従事する者も含め、3名以内とし、説明者の1人は、本業務に中心的役割を担う者が行うものとする。

・そ の 他 事前に提出した企画提案書等を基に説明を行い、パワーポイントを使用する場合は、パソコンを持参すること。

なお、プレゼンテーション用の追加資料は認めない。

(4) 委託候補者の選定

委託候補者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価の総合点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

(5) 結果の通知

最終結果は、平成29年10月中旬に第二次審査対象事業者に文書により通知を行う。

また、最終結果の公表は、朝霞市ホームページ（URL：<http://www.city.asaka.lg.jp>）で行う。

9 企画提案書等の作成

本業務の目的を理解したうえで、提示する限度額の範囲内で、受託者としての具体的な実施方針を示し、企画提案書等には別添「(仮称)シンボルロード整備基本設計及び実施設計業務委託特記仕様書」の各項目の内容を踏まえ、テーマ(1)から(2)についての提案を盛り込んだ上で、作成すること。

また、テーマ別に作成(様式9号)し、テーマに対する提案は、1つのテーマに対して1枚、合計2枚で作成すること。

テーマ(1) シンボルロード全体の基本設計にあたり、設計の方針、配慮事項及び既存樹木の取扱いについて

テーマ(2) 実施設計の対象となる3つの広場(市役所前広場、北口広場、中央広場)の設計にあたり、設計の方針(特に各広場の機能)及び配慮事項について

※提出者(協力事業所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な会社名、過去の作品の写真、図面、模型写真、パース等)を記載してはならない。

10 評価項目

第一次審査及び第二次審査の評価項目については、次のとおりとする。また、判断基準等については、別表1、別表2のとおりとする。

(1) 基本事項及び執行体制

基本事項

- ・事業者評価(業務実績)
- ・配置技術者評価
 - 管理技術者(技術者評価、業務実績)
 - 照査技術者(技術者評価、業務実績)

執行体制

- ・業務の実施体制

(2) 業務実施方針

実施方針

- ・業務実施方針

(3) 技術提案

特定テーマに対する提案

- ・全般
- ・実現性
- ・企画性

各提案の整合性の有無

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

- ・専門技術力
- ・取組姿勢
- ・対話力

(5) 参考見積

1.1 留意事項

- ・ 提出後の企画提案書及びその他の応募書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加者の負担とする。
- ・ 提出後の企画提案書等の訂正・追加及び再提出は認めないものとする。また、提出書類に不備がある場合、提出期限を過ぎた場合は無効とする。
- ・ 提出された企画提案書等の提出書類は返却せず、市において処分する。
- ・ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加申込を無効とする。
- ・ 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、また、内容を提示することを禁止する。
- ・ 市は事業者から提出された企画提案書等を事業者が無断で事業者の選定以外に使用しない。
- ・ 企画提案書等に記載された内容については、原則として提出後の内容変更は認めないものとする。参加申込書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。

1.2 担当

朝霞市都市建設部みどり公園課みどり公園係 担当：高橋、並木、野島

電話：048-463-0374（直通）

F A X：048-463-9490

E-MAIL：midori_koen@city.asaka.lg.jp

URL：http://www.city.asaka.lg.jp